

厚生労働省  
広島労働局発表  
令和6年12月23日

広島労働局労働基準部賃金室  
室長 檀上昌浩  
賃金指導官 栗林隆幸  
(電話) 082 (221) 9244

## 令和6年度広島県特定（産業別）最低賃金は、 時間額45円～50円の引上げ ～ 広島地方最低賃金審議会が答申 ～

広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、広島労働局長（おぬま こうじ 小沼 宏治）から、「改正決定」の諮問を受けた「特定（産業別）最低賃金」について、調査審議を重ねた結果、本日、3種類の「特定（産業別）最低賃金」の最低賃金額を下表のとおり改正することが適当である旨を広島労働局長に答申しました。

本日の答申は、改定前の最低賃金額から、それぞれ45円から50円を引き上げる内容となっています。広島地方最低賃金審議会は、本年度諮問を受けた7種類の「特定（産業別）最低賃金」について、令和6年10月30日に4種類、本日3種類の答申を行い、諮問を受けた全ての「特定（産業別）最低賃金」の答申が取りまとめられました。

広島労働局長は、本日の答申を受け、異議申出（期限令和7年1月7日）に関する手続、審議等を経て、改正決定することとしており、発効日は、令和7年2月21日を予定しています。

### 令和6年度広島県特定（産業別）最低賃金答申等の状況

令和6年12月23日答申分

件名	改定前	答申	引上額	引上率
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	1,002円	1,052円	50円	4.99%
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,030円	1,080円	50円	4.85%
広島県自動車小売業最低賃金	993円	1,038円	45円	4.53%

〈参考〉令和6年10月30日答申、令和6年12月31日発効分

件名	改定前	答申	引上額	引上率
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,064円	1,114円	50円	4.70%
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,020円	1,070円	50円	4.90%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	995円	1,045円	50円	5.03%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	998円	1,048円	50円	5.01%